# 重要事項説明書(通所リハビリテーション及び介護予防リハビリテーション)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第117条に基づいて、 当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 事業者

| 事業者の名称 | 医療法人社団 綾和会 浜松南病院 |
|--------|------------------|
| 病院所在地  | 静岡県浜松市中央区白羽町26番地 |
| 法人種別   | 医療法人             |
| 代表者氏名  | 理事長 飯田 貴之        |
| 電話番号   | 053-443-2111 (代) |

## 2 ご利用施設

| 施設の名称      | 浜松南病院 通所リハビリテーション              |
|------------|--------------------------------|
| 施設の内容      | 指定介護療養型医療施設 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリ |
| 施設所在地      | 静岡県浜松市中央区白羽町26番地               |
| 電話番号       | 053-443-2134                   |
| FAX番号 実施地域 | 053-443-2191                   |

### 3 ご利用施設であわせて実施する事業

| <b>  事 美 // ) 柚 和</b> | 県知事の事業者指定 事業所番号 2217210117<br>指定年月日 平成 18 年 4 月 1 日 |
|-----------------------|---|
| 施設サービス                |   |
| 介護療養型医療施設             |   |
| 介護老人保健施設              |   |
| 居宅サービス                | 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション                         |
| 短期入所療養介護              |   |
| 居宅介護支援事業所             |   |

### 4 事業の目的と運営方針

|         | 介護保険法の定めるところにより、居宅サービス契約書に従い、利用者      |
|---------|---------------------------------------|
|         | がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること   |
| 事業の目的及び | を目指して、各種サービスを提供します。                   |
| 運 営 方 針 | 当施設は、利用者が適切に居宅サービス(通所リハビリ及び介護予防通所リハビリ |
|         | )を利用できるよう、利用者及びその家族の依頼を受けて作成された居宅サービス |
|         | 計画(通所リハビリテーション計画)に基づき居宅サービスを行うものとする。  |

# 5 施設概要

| ゛ | ヾン | フ | レ | ツ | 1 | (C | 撂 | 載 |
|---|----|---|---|---|---|----|---|---|
|   |    |   |   |   |   |    |   |   |

### 6 職員体制

|             | 医師 | 看護職員 | 介護職員 | 理学療法士 | 作業療法士 | 言語聴覚士 |
|-------------|----|------|------|-------|-------|-------|
| 通所リハビリテーション | 1名 | 1名以上 | 8名以上 |       | 5名以上  |       |

# 7 職員の勤務体制

| 従業者の職種 | 勤務体制                   |
|--------|------------------------|
| 医師     | 勤務時間 午前 8:30 ~ 午後 5:30 |
| 看護職員   | 勤務時間 午前 8:00 ~ 午後 5:30 |
| 介護職員   | 勤務時間 午前 8:00 ~ 午後 5:30 |
| 理学療法士  | 勤務時間 午前 8:30 ~ 午後 5:30 |
| 作業療法士  | 勤務時間 午前 8:30 ~ 午後 5:30 |
| 言語聴覚士  | 勤務時間 午前 8:30 ~ 午後 5:30 |

# 8 サービスの概要

通所リハビリ及び予防通所リハビリテーションサービス

| 種類       |   | 内容                                       |
|----------|---|--|
| 利用定員     | 実施単位 :                                  | 1 単位62名                                  |
| 利用日      | 営業日 :                                   | 月曜日~土曜日(12/30~1/3を除く)                    |
| 利用時間及び   | ご利用時間:                                  | 午前9時30分~午後3時40分                          |
| 日程等      | 送 迎 :                                   | 有 (ご利用時間外送迎)                             |
|          | 実施地域 :                                  | 浜松市(以下の中学校区)                             |
|          |   | 東部・西武・南部・中部・八幡・新津・江西・江南                  |
|          |   | 東陽・南陽・丸塚・天竜曳馬・可美                         |
|          |   | (天竜・曳馬・可美中学校区は一部地域を除く)                   |
|          | <br>リハビリテーション :                         | 個々の状態に応じたプログラムを立てます。                     |
|          |   | バイタルチェックで健康状態を確認後、プログラムに                 |
|          | _ , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | 従って個別リハビリや集団リハビリ、レクリエーション                |
|          |   | 等を行います。                                  |
| 当施設の保有する | ・当施設の保有するり                              |  |
| リハビリ器具   | 平行棒・レッグプレス                              | <ul><li>トーソエクステンション/フレクション</li></ul>     |
|          | 訓連用マットプラット                              | 、ホーム・自転車エルゴメーター                          |
| その他      | 食事                                      |  |
|          | ・管理栄養士の立てる                              | が献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した                 |
|          | バラエティ(行事負                               | ・セレクトメニュー・誕生日食等)に富んだ食事を                  |
|          | 提供します。                                  |  |
|          | ・食事は適時適温にて                              | ご提供します。                                  |
|          | (食事時間)                                  |  |
|          | 昼 食 正午                                  | = 12:00~1:00                             |
|          | おやつ                                     | 15:00                                    |
|          | 排泄                                      |  |
|          | * ' ' '                                 | で適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても                |
|          | 適切な援助を行いま                               | きす。                                      |
|          | 入浴                                      |  |
|          |   | らサービスを提供いたします。 (一般浴・機械浴)                 |
|          |   |  |
| 相談及び援助   |   | なびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ<br>受助を行うよう努めます。 |

### 9 利用料

### (1)法定給付

| 区分      | 利用料                       |
|---------|---------------------------|
| 法定代理受領の | 介護報酬の告示上の額                |
| 場合      | 居宅サービス費 (加算を含む) の1割もしくは2割 |

(2)法定外給付及び利用者の選定により提供するもの(食材料費および生活諸費等)

食材料費・おやつ代1日660円 生活諸費・紙パンツ、オムツ代1枚330円 パット代1枚110円

### 10 苦情等申立先

| 当施設ご利用相談室 | 浜松南病院内地 | 城連携室                   |
|-----------|---------|------------------------|
|           | ・ご利用時間  | 平日 午前 8:30~午後5:30      |
|           | ・ご利用方法  | 電話 0120-834-373        |
|           |         | 面談は、電話連絡により面談日を決め行います。 |

### 11 賠償保険の加入

保険契約者 補償額

### 12 非常災害時の対策

| 非常時の対応 | ・別途定める消防計画にのっとり対応を行います。             |
|--------|-------------------------------------|
| 平常時の訓練 | ・別途定める消防計画にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を |
|        | 利用者の方も参加して実施します。                    |
| 防災設備   | ・スプリンクラー、非常階段、自動火災報知機、誘導灯、防火扉・シャッター |
|        | 屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源、ガス漏れ報知機          |
|        | カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しています。         |
| 消防計画等  | ・消防署への届出日 : 平成25年2月21日              |
|        | •防火管理者 : 槇野英史                       |

# 13 当施設ご利用の際に留意いただく事項

| 居室・設備・器具 | ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに  |
|----------|---------------------------------------|
| の利用      | 反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。   |
| 喫煙・飲酒    | ・敷地内全面禁煙となっていますので、喫煙はご遠慮下さい。飲酒は出来ません。 |
| 迷惑行為     | ・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。            |
| 所持品・所持金  | ・当施設が許可をした以外の物・金銭は絶対持ち込まないで下さい。       |
| 等の管理     |                                       |
| 宗教・政治活動  | ・施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。     |
| 動物飼育     | ・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。            |

注) 当施設利用契約における、施設使用の際の留意事項を含む。